

令和7年度「農地の日」に係る「椿」の植樹について

1 趣旨

岩手県農業会議では、農地の確保及び有効活用、遊休農地の発生防止及び解消を目的に、農地法が制定された7月15日を「農地の日」に設定しています。

市では、この期日に合わせて市の花「椿」の植樹を実施し、遊休農地の解消並びに令和8年3月に開催する「第36回全国椿サミット大船渡大会」の普及啓発を図ります。

2 主催

大船渡市農業委員会、大船渡市

3 日時

令和7年7月14日（月）午後1時30分～2時30分

4 場所

大船渡市末崎町字中森44番地1（別紙「図面」参照）

5 内容

椿の苗20本を植樹します。

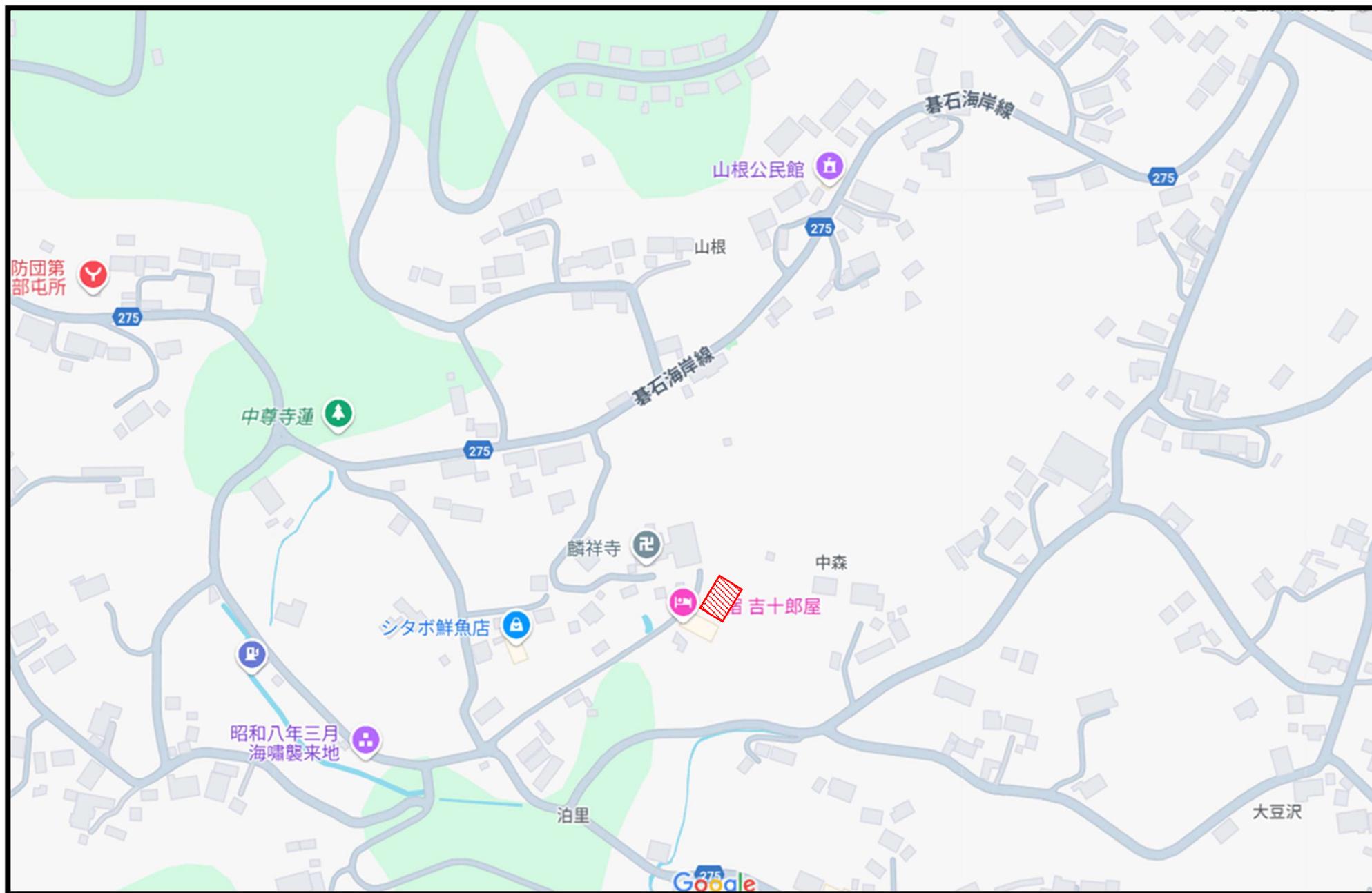
6 その他

- 小雨決行。各種警報若しくは熱中症警戒アラートが発令された場合は、7月22日（火）に延期します。
- 7月22日に、各種警報若しくは熱中症警戒アラート発令が発令された場合は中止します。

図面 (広範版)



図面（詳細版）



図面 (拡大版)

